

排水設備工事に係る取扱指針

内容現在 令和8年4月1日

加除（さしかえ）表

追録第23号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第1部	P 9から10まで	1	P 9から10まで	1	P 8の次
第4部	P 79-4 から 79-7 まで	2	P 79-4 から 79-7 まで	2	目次の次
第4部	P 79-12 から 79-17 まで	3	P 79-12 から 79-17 まで	3	P 79-11 の次
第4部	P 79-22 から 79-23 まで	1	P 79-22 から 79-23 まで	1	P 79-21 の次
第4部	P 79-26 から 79-27 まで	1	P 79-26 から 79-27 まで	1	P 79-25 の次
第4部	P 79-29-1 から 79-29-2 まで	1	P 79-29-1 から 79-29-2 まで	1	P 79-29 の次

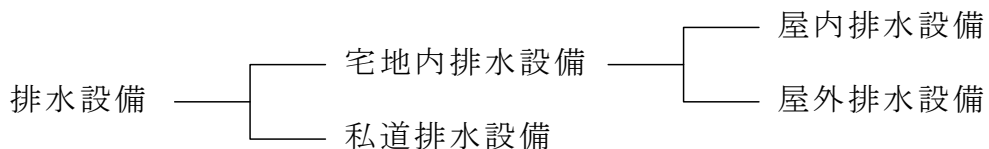
これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

3. 排水設備の設置

(1) 排水設備等の要件

個人，事業場等が私費で設けるもので，排水を公共下水道に流入させるために設ける，建物または敷地内等の水受け容器，水洗便所およびタンク，雨水を受ける設備，排水管，枡，除害施設等の付帯設備は，排除すべき汚水または雨水を円滑かつ速やかに流下させ，耐久・耐震性を有し，維持管理が容易な構造でなければならない。

(2) 排水設備の種類



(3) 排水設備の設置者

- ① 建築物の敷地である土地にあつては，当該建築物の所有者
- ② 建築物の敷地でない土地（③の土地は除く。）にあつては，当該土地の所有者
- ③ 道路その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては，当該公共施設を管理すべき者

(4) 水洗便所への改造義務等

処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は，処理開始の日から3年以内に水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。

ただし，建築物が近く解体または移転の予定のもの，水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等，相当の理由があると認められる場合は，この限りでない。

(5) 排水設備工事の区分

① 水洗工事

ア 建築物から排除されるすべての汚水を，公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 台所，洗面所，風呂等の污水排水管が既に公共下水道に接続されている建物で，便所を水洗化する工事

② 雑排水工事

ア 台所，洗面所，風呂等の污水（水洗便所を除く。）を公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 工場等の事業に起因し，もしくは付随する汚水を公共下水道に接続する工事

ウ 雨水（雪どけ水，湧水等の自然水）および雨水と同程度以上に清

浄な水を、公共下水道（雨水管）または側溝等（分流区域）もしくは公共下水道（合流区域）に排除する工事

③ 浄化槽切替工事

ア 既存の建築物の浄化槽を廃止し、排水管、枡等を設置し、公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 汚水と雨水が混在している既存の浄化槽を廃止する場合は、汚水を公共下水道（污水管）に、雨水は公共下水道（雨水管）または側溝等に接続する工事

④ 分流改造工事

敷地内の排水設備を分流式に改造するため、管理者が必要な部分を切替える工事

(6) 排水設備工事の種別

① 新設工事

ア 処理区域内の建物に新たに水洗便所、排水管、枡を設置し、公共污水枡に接続する工事

イ 処理区域内の建物に新たに排水管と枡（雑排水のみ）を設置し、公共污水枡に接続する工事

ウ 既設浄化槽を廃止し、公共污水枡に排水設備を接続する工事

② 増設工事

ア 分流改造地区の既存建物の便所を水洗化し、排水設備を公共污水枡に接続する工事

イ 排水設備のある既存建物に、更に排水設備を増やす工事

③ 改築工事

既に下水道使用料を納入している水洗化済み建物の建替え等に伴い、排水管や枡の一部を変更する工事

④ 撤去工事

建物の解体等により、不要になった既設排水設備を切り離し、公共污水枡への流入を防ぐ処理をする工事

⑤ 修繕工事

水受け容器や水洗便器等の取替えや、排水管、枡を補修する工事

4. 除害施設

(1) 設置の目的等

① 工場、事業場排水には様々な物質が含まれているため、そのまま下水道へ流した場合は、管渠を腐食したり、有毒ガスを発生させて管渠の維持管理に支障をきたし、さらに下水処理場の機能に悪影響を及ぼすため、障害を防止し下水道施設を正常に維持することを目的に水質の規制を行う。

第 4 部

1. 総則

(目的)

- (1) この取扱いは、函館市下水道条例（昭和49年1月7日函館市条例第5号）（以下、「条例」という。）の第4条第1項の規定および函館市企業局指定排水設備業者に関する規程（平成8年7月24日水道局規程第5号）（以下「指定業者に関する規程」という。）の第9条に規定する函館市企業局指定排水設備工事業者（以下、「指定業者」という。）について、必要な事項を定め、排水設備工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- (2) この取扱いにおいて用語の定義は次のとおりとする。
 - ① 「法」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）をいう。
 - ② 「政令」とは、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）をいう。
 - ③ 「施行規則」とは、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）をいう。
 - ④ 「管理者」とは、函館市公営企業管理者をいう。
 - ⑤ 「排水設備」とは、公共下水道の供用が開始された排水区域内の土地所有者、使用者または占有者が下水（生活排水、事業用排水、雨水等）を公共下水道に流入させるために必要な施設（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の配管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
 - ⑥ 「排水設備工事」とは、排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）の工事をいう。
 - ⑦ 「責任技術者」とは、排水設備工事責任技術者をいう。

2. 指定排水設備工事業者の指定等

(指定の申請)

- (1) 条例第4条第1項の指定は、排水設備工事の業務を行う者の申請により行う。
- (2) 指定業者の指定を受けようとする者は、指定業者に関する規程に定められた別記第1号様式による申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、指定業者に関する規程第9条の規定により、管理者に申請しなければならない。
 - ① 個人の場合にあつては、住民票、在留カードまたは特別永住者証明書の写し
 - ② 法人の場合にあつては、登記事項証明書および定款の写し
 - ③ 選任する責任技術者の名簿または当該責任技術者が他の事業所の責任技術者を兼任している場合にあつては、その兼務状況を記載した名簿
 - ④ 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
 - ⑤ 北海道地方下水道協会が交付する排水設備工事責任技術者の資格認定書の写し
 - ⑥ その他管理者が必要と認める書類

(指定等)

- (3) 管理者は、指定業者に関する規程第9条の指定の申請があったときは、当該申請をした者が第7条に規定する指定の要件を具備しているかどうかを審査し、当該具備していると認めるときは、これを指定業者として指定する。
- (4) 指定業者の指定の有効期間は、指定の日から起算して5年を経過した日の属する年（当該5年を経過した日が1月1日から3月31日までの日に当たるときは、当該5年を経過した日の属する年の前年）の3月31日までとする。
- (5) 管理者は、指定業者を指定したときは、当該指定業者に指定業者に関する規程に定められた別記第2号様式の指定書を交付するものとする。

(指定の要件等)

- (6) 指定業者の指定を受けようとする者は、指定業者に関する規程第7条に掲げる要件を備えていなければならない
- ① 北海道内に事業所を有していること。
 - ② 指定業者に関する規程第19条第2項の規定により登録を受けた責任技術者が選任していること。
 - ③ 工事の施行に必要な設備、器材等を有していること。

(欠格事由)

- (7) 指定業者に関する規程第8条、次の各号の一に該当する者は、指定業者になることができない。
- ① 指定業者に関する規程第14条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ② 指定業者に関する規程第23条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ③ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得てない者
 - ⑤ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
 - ⑥ 排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ⑦ 法人の場合にあっては、その役員のうち前各号の一に該当する者がいるもの

(指定の更新の申請)

- (8) 指定業者は、指定業者に関する規程第10条第2項の規定により、期間満了後も引き続いて指定業者の指定を受けようとするときは、その期間が満了する日の30日前までに、第9条の申請をしなければならない。

(変更等の届出)

(9) 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- ① 営業を廃止したとき。
- ② 排水設備工事の業務を廃止したとき。
- ③ 経営者（法人にあつては、その代表者）を変更したとき。
- ④ 組織を変更したとき。
- ⑤ 名称を変更したとき。
- ⑥ 事業所を移転したとき。
- ⑦ 責任技術者に異動があつたとき。
- ⑧ その他管理者が必要と認めるとき。

(指定の失効)

(10) 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、指定の効力を失う。

- ① 営業を廃止したとき。
- ② 排水設備工事の業務を廃止したとき。
- ③ 指定業者に関する規程第7条各号に掲げる指定の要件を欠くこととなつたとき。
- ④ 指定業者に関する規程第8条各号に規定する欠格事由に該当したとき。

(指定の取消しおよび停止)

(11) 管理者は、指定業者が次の各号の一に該当する場合は、当該指定を取消し、または6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。この場合において、指定業者に損害が生じても、管理者は、その責めを負わない。

- ① 排水設備工事の業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定業者として不相当と認めたとき。
- ② 不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。
- ③ 条例、施行規程およびこの指定業者に関する規程の規定に違反したとき。

(指定書の返納)

(12) 指定業者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに指定書を管理者に返納しなければならない。

- ① 指定期間が満了したとき。
- ② 指定業者に関する規程第13条の規定により、指定が失効したとき。
- ③ 指定業者に関する規程第14条の規定により、指定を取り消され、または指定の効力を停止されたとき。

(公示)

(13) 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度これを公示するものとする。

- ① 指定業者の指定をしたとき。
- ② 指定業者から排水設備工事の業務の廃止、休止、または再開の届出があつたとき。

- ③ 指定業者の指定を取消したとき。
- ④ 指定業者の指定の効力を停止したとき。

3. 排水設備工事責任技術者

(責任技術者)

- (1) 責任技術者は、北海道地方下水道協会の排水設備工事責任技術者試験および更新講習等実施要綱の規定による排水設備工事責任技術者の資格（以下「資格」という。）の認定を受けた者であって、指定業者に関する規程第19条第2項に規定する登録を受けたものとする。
- (2) 責任技術者は、指定業者に所属し、排水設備の設計および工事の監督を行う。
- (3) 責任技術者は、前項の業務を行うに当たり条例、施行規程および指定業者に関する規程を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。
- (4) 責任技術者は、自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ってはならない。

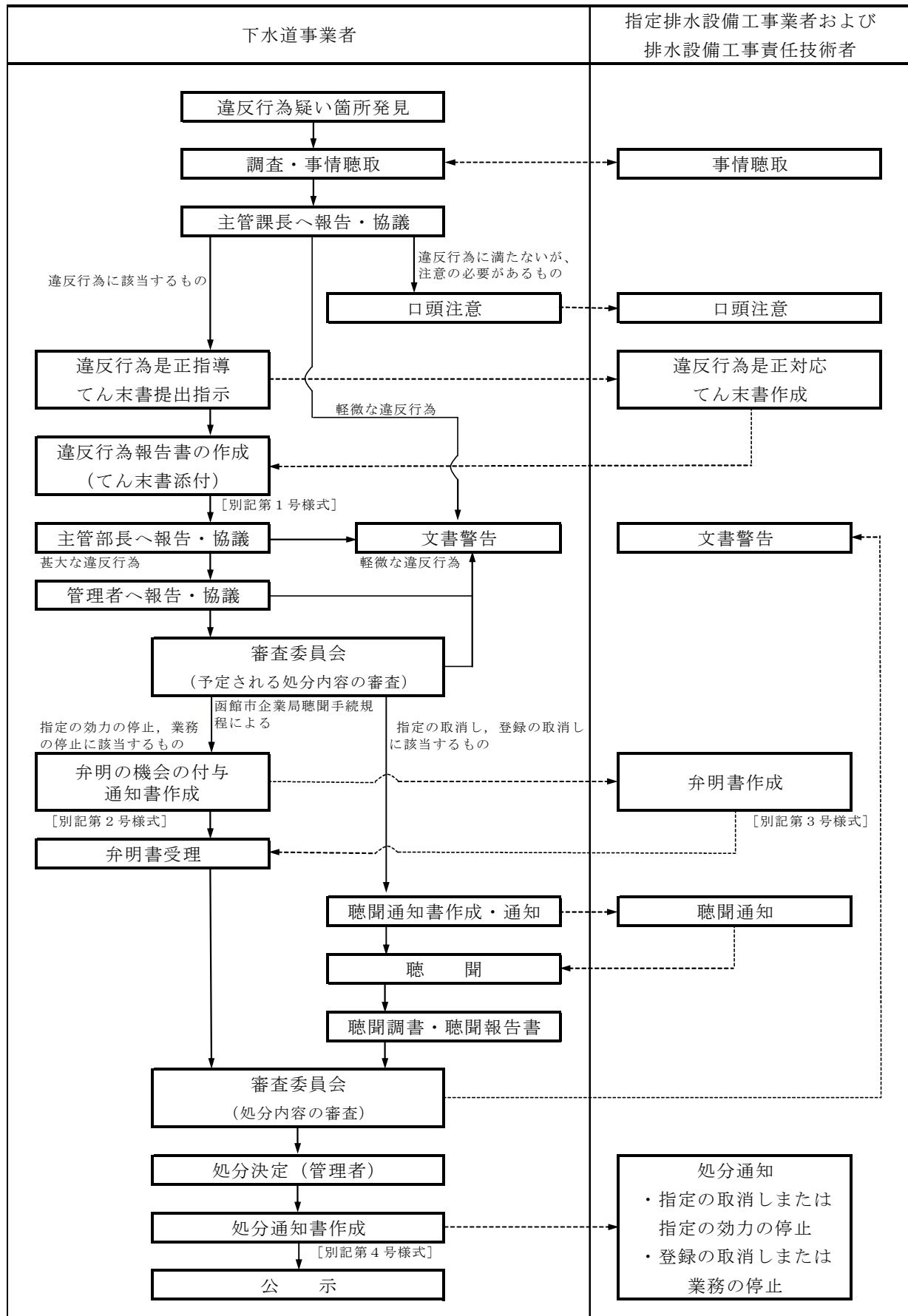
(欠格事由)

- (5) 指定業者に関する規程第18条、次の各号の一に該当する者は、責任技術者となることができない。
 - ① 指定業者に関する規程第23条の規定により、責任技術者の登録を取消されその取消の日から2年を経過しない者
 - ② 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得てない者
 - ④ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者

(登録等)

- (6) 責任技術者の登録を受けようとする者は、指定業者に関する規程に定められた別記第4号様式の申請書に、次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。
 - ① 写真（縦4.0センチメートル、横3.0センチメートルの大きさのもの）
 - ② その他管理者が必要と認める書類
- (7) 管理者は、前項(6)の申請があったときは、当該申請をした者を排水設備工事責任技術者登録簿に登録するものとする。
- (8) 責任技術者の登録の有効期間は、登録の日から資格の有効期間が満了することとされている日までとする。
- (9) 責任技術者は、前項(8)の期間満了後も引き続いて責任技術者の登録を受けようとするときは、その期間が満了する日の30日前までに、管理者に登録の更新について申請しなければならない。

(2) 函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理フロー



【取扱九】

(3) 函館市企業局指定排水設備業者の違反行為に係る措置基準

別表1

下水道条例および規程等の違反に対する措置

違反項目	関係法令	条文	違反内容	措置内容
指定要件違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第7条	北海道内に事業所を有しなくなったとき。 登録を受けた責任技術者が選任していないとき。 工事の施行に必要な設備、器材等を有してないとき。	指定の取消しまたは文書警告
			排水設備工事の業務に関し、不誠実な行為がある等管理者が指定業者として不適当と認められたとき。 不正の手段により指定業者の指定を受けたとき。 条例および規程等の規定に違反したとき。	
届出義務違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第12条	第8条 ①第14条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 ②第23条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 ③拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者であることが判明したとき。 ④本人または代表者もしくは役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。 ⑤本人または代表者もしくは役員が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。 ⑥排水設備工事の業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあること認められるに足りる相当の理由がある者がいることが判明したとき。 ⑦法人の場合にあつては、その役員のうち上記①～⑥に該当する者がいるとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
			第12条 次のいずれかに該当する事項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 ① 営業を廃止したとき ② 排水設備工事の業務を廃止したとき。 ③ 経営者(法人にあつては、その代表者)を変更したとき。 ④ 組織を変更したとき。	

届出義務違反	事業運営基準違反	下水道条例 下水道条例施行規程 函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第3条	⑦責任技術者に異動があったとき。	指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告	
			第4条	⑧その他管理者が必要と認める届出事項を証する書類の提出に対し、拒否したとき。		
			第2条第1項	排水設備の新設、増設または改築の工事の施行に当たり、条例および規程を遵守しないときおよび管理者の指示に従わないとき。(無届工事等)		
			第3条第1項			
			第3条第1項			
			第4条第1項			
			第3条第2項	排水設備工事の申込みを受け、正当な理由がなく、これを拒んだとき。		文書警告または口頭注意
			第3条第3項	排水設備工事の契約に際し、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。		
			第3条第4項	排水設備工事を、一括して第三者に請け負わせたとき。		指定の効力の停止3月以下または文書警告
			第3条第5項	自己の名義を他人に使用させたとき。		
			第3条第6項	管理者が定める施工基準に基づき、善良な注意をもって、施行しないとき。		文書警告または口頭注意
			事業運営基準違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程		第3条第7項
第3条第8項	使用人または請負人の行為について、この規程に規定する責めを負わないとき。					
第4条第2項	排水設備工事の完成後、管理者の検査を受ける際、正当な理由なく責任技術者を立ち合わせないとき。					
第4条第3項	検査の結果、工事が不完全であるとされた場合で、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再度管理者の検査を受けないとき。					
第5条	排水設備を使用者に引き渡した後1年以内に生じた故障について、無償で修理しないとき。ただし、天災その他不可抗力または使用者の責めによる場合を除く。					
第6条	管理者が必要と認め、排水設備工事の業務状況その他について報告の求めに応じないとき。					

罰則	函館市下水道条例	第19条	<p>(1) 第3条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者。</p> <p>(3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者。</p> <p>(5) 第7条または第8条の規定による届出を行わなかった者。</p> <p>(6) 第10条第1項の規定による記録をしなかった者または虚偽の記録をした者。</p>	5万円以下の過料
----	----------	------	---	----------

排水設備工事責任技術者に対する措置

別表2

違反項目	関係法令文	違反	内容	措置	内容	容	
責任技術者の職務義務違反	函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程	第17条第2項	指定業者へ所属しないで、排水設備の設計および工事の監督を行ったとき。			文書警告または口頭注意	
		第17条第3項	排水設備の設計および工事の監督を行わないとき。				
		第17条第4項	業務を行うに当たり条例および規程を遵守しないとき、もしくは管理者の指示に従わないとき。				
		第18条第1項第2号	自己の所属する指定業者に係る業務以外の業務を行ったとき。				
		第18条第1項第3号	拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終えないときまたはその執行を受けているとき。			登録の取消し	
		第18条第1項第4号	破産者手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。				
		第19条第1項	精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。				
		第21条第2項	登録の更新について申請しないとき。			登録の取消し	
		第21条第3項	責任技術者証の記載事項に変更があったとき、届出をせず、当該記載事項の訂正を受けないとき。			文書警告または口頭注意	
		第23条第1項第1号	責任技術者証を携帯しないで業務に従事したとき。				
		第23条第1項第2号	業務の成績が著しく不良であるとき、または業務に関し不適当な行為をしたとき。			登録の取消しまたは業務の停止6月以下もしくは文書警告	
		第23条第1項第3号	偽りその他不正な行為により、登録を受けたとき。				
		第23条第1項第4号	責任技術者証を他人に譲渡し、もしくは貸与し、または改ざんしたとき。				
		第23条第1項第5号	心身の故障その他の理由により業務に従事できないとき。				
				条例および規程等の規定に違反したとき。			

(4) 違反行為に係る事務処理要綱に定める様式 (別紙)

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長 印

函館市下水道条例，同施行規程および函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程に違反する行為があったので，函館市企業局指定排水設備工事業者の違反行為に係る事務処理要綱第8条の規定により通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

函館市企業局指定排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

函館市企業局指定排水設備工事業者の指定を受けたいので申請します。

また、函館市企業局指定排水設備工事業者に関する規程第8条各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約します。

申 請 者	住 所 (所在地)	電 話 ()
	氏 名 (名称および 代表者氏名)	

添付書類

- 1 個人の場合にあつては、住民票、在留カードまたは特別永住者証明書の写し
- 2 法人の場合にあつては、登記事項証明書および定款の写し
- 3 選任する責任技術者の名簿または当該責任技術者が他の事業所の責任技術者を兼任している場合にあつては、その兼務状況を記載した名簿
- 4 工事の施工に必要な設備および器材を有していることを証する書類
- 5 北海道地方下水道協会が交付する排水設備工事責任技術者の資格認定書の写し
- 6 その他管理者が必要と認める書類

函館市企業局指定排水設備工事業者

異 動
廃 止 届

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

届出人 住 所
氏 名

下記のとおり 異 動
廃 止 したいので届け出ます。

届出事項

(旧)

(新)

責任技術者名簿

名 称

代表者名

年 月 日現在

ふりがな 氏 名	住 所	登 録 番 号	兼任する事業所名
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	

排水設備工事に係る取扱指針

発行 函館市企業局上下水道部

〒040-0053 函館市末広町5番14号

TEL (0138) 27-8742

令和8年4月1日
